

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公募投資信託等の内外二重課税の調整		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる（外国税）。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。</p> <p>諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところ。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じること。</p>		
関係条文	〔 所得税法第176条3項、租税特別措置法第67条の15等 〕		
減収見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>内外二重課税の調整を図ることにより、多様な資金運用方法の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる（外国税）。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。</p> <p>諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところであり、我が国においても、現行の内外二重課税の調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設けることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3. 市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	公募投資信託等の内外二重課税の調整
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	政策目標と同様
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	内外二重課税の調整措置（外国税額控除）の対象となる者に適用される見込みである。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、内外二重課税の状態が排除されると見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内外二重課税の調整（外国税額控除）方法の見直しを行うものであり、妥当である。
	ページ	13—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度からの継続要望である。